

評議員会への提案について

下記の件について、当財団定款第20条の規定に基づき評議員会に提案し、当財団の評議員全員の同意を求める。

記

(決議事項)

議案 1：定款の変更及び評議員会運営規程の改正について

議案 2：会計監査人の選任について

【参考】

- 定款
第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 評議員会運営規程
第7条 評議員会は、次の事項を決議する。
7号 定款の変更
第15条
2項 (前略) 評議員会の運営に関し必要な事項は (中略) 評議員会において定めるものとする。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
第63条 (前略) 会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。
第177条 (前略) 「社員総会」とあるのは「評議員会」と (中略) 読み替えるものとする。

会計監査人の設置に伴う監査室設置規程等の改正について

「会計監査人」の設置について

- 監査室を中心に、監事・会計監査人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化
- 会計監査人の設置については**定款で定める**必要があり、併せて各規程について所要の改正を実施
 - * 一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第170条2項)
 - * 評議員会の決議によって選任される(同法第63条を同第177条によって準用)

改正を要する規程と主な改正内容

【理事会決議・報告事項】

- 監査室設置規程 * 監査室の業務に会計監査人との連携・情報共有等を追加(§4)など
- 監事監査規程 * 監事の監査事項に会計監査人作成の監査計画や会計監査報告への監査を追加(§6)など

【参考：評議員会決議事項】

- 定 款 * 会計監査人の設置(§23)、職務及び権限(§26の2) など
- 評議員会運営規程 * 評議員会の決議事項に会計監査人の選任及び解任を追加(§7)

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 監査室設置規程 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>一 三様監査体制の<u>構築及び運営</u>に関すること</p> <p>二 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>三 監事監査の事務補助に関すること</p> <p>四 監査結果に基づく報告及び改善方針の策定並びに当該方針に基づく事後措置に関すること</p> <p>五 監事との連携や情報共有等に関すること</p> <p>六 会計監査人との連携や情報共有等に関すること</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>一 三様監査体制の構築に関すること</p> <p>二 (略)</p> <p>三 財務諸表等監査の実施に関すること。</p> <p>四 監事監査の事務補助に関すること。</p> <p>五 監査結果に基づく報告及び改善方針の策定並びに当該方針に基づく事後措置に関すること。</p> <p>六 監事等との連携や情報共有等に関すること。</p> <p>七 その他当法人における監査に関すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p>

附 則（略）

附 則

本規程は、定款の変更が評議員会で承認されることを停止条件として
施行する。

附 則

本規程は、令和5年9月8日から施行する。

附 則（略）

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 監事監査規程 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(監査事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>一 ～ 四 (略)</p> <p><u>五 会計監査人の監査計画、監査状況及び意見</u></p> <p><u>六 各事業年度に係る事業報告書</u></p> <p><u>七 会計監査人から提出を受けた会計監査報告</u></p> <p><u>八 決算方針及び決算期の計算書類等</u></p> <p><u>九 評議員会に提出すべき議案及び書類</u></p> <p><u>十 その他監事が監査上必要とする事項</u></p> <p><u>(会計監査人の選任等及び会計監査人との連携)</u></p> <p><u>第7条 監事は、法令の規定に従い、会計監査人に関する次の各号に掲げる議案を決定する。</u></p> <p><u>一 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案</u></p> <p><u>二 会計監査人が欠けた場合で遅滞なく会計監査人が選任されないときにおける会計監査人の職務を行うべき者の選任に関する議案</u></p> <p><u>2 監事は、会計監査人と密に連携し、情報共有等を定期的に行う。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(監査事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>一 ～ 四 (略)</p> <p>五 決算方針及び決算期の計算書類等</p> <p>六 評議員会に提出すべき議案及び書類</p> <p>七 その他監事が監査上必要とする事項</p>

3 監事は、会計監査人から理事の職務の執行に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告等の必要な措置を講じるものとする。

(会計監査人の実務状況に関する確認)

第8条 監事は会計監査人の実務状況を定期的に確認する。

(理事会への出席)

第9条 (略)

2 (略)

(理事会に対する報告義務)

第10条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(監事による理事の行為の差止め)

第11条 (略)

(理事会への出席)

第7条 (略)

2 (略)

(理事会に対する報告義務)

第8条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(監事による理事の行為の差止め)

第9条 (略)

(評議員会における説明義務)

第12条 (略)

(監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

第13条 (略)

(計算書類の監査)

第14条 (略)

(会計監査人からの報告の監査)

第15条 監事は、会計監査人から計算書類並びにこの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する

(監査報告書)

第16条 監事は、日常の監査を踏まえ、前二条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成し、会長に提出する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 (略)

(監査費用)

第17条 (略)

(評議員会における説明義務)

第10条 (略)

(監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

第11条 (略)

(計算書類の監査)

第12条 (略)

(監査報告書)

第13条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成し、会長に提出する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する

2 (略)

(監査費用)

第14条 (略)

(監査の事務補助)

第18条 (略)

2 (略)

(監査室との連携)

第19条 (略)

(改 廃)

第20条 (略)

附 則 (略)

附 則

本規程は、定款の変更が評議員会で承認されることを停止条件として
施行する。

附 則

本規程は、令和5年9月8日から施行する。

(監査の事務補助)

第15条 (略)

2 (略)

(監査室との連携)

第16条 (略)

(改 廃)

第17条 (略)

附 則 (略)